

# 産婦健康診査・1か月児健康診査を 受けましょう



本市では、令和8年4月1日から産婦健康診査事業および1か月児健康診査事業を開始し、健康診査費用の公費負担を行います。

出産後のお母さんと赤ちゃんの健康を確認するための大切な健診ですので、必ず受診しましょう。

## 【産婦健康診査および1か月児健康診査事業について】

	産婦健康診査	1か月児健康診査
内容	問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、産後のアンケート 等	問診、身体計測、診察、保健指導 等
対象となる方	健康診査を受ける日において、米沢市に住民票のある産婦	健康診査を受ける日において、米沢市に住民票のある児
実施回数・期間	産婦1人につき2回まで 1回目：産後2週間頃 2回目：産後4週間頃	乳児1人につき1回 ※出生後初めて1か月児健康診査を受診する乳児が対象です
受診できる期間	・産後2週間頃の受診 ⇒産後4週6日まで ・産後4週間頃の受診 ⇒産後8週6日まで	・生後満2か月になる日の前日まで ※早産児においては、 <u>主治医の判断のもと</u> で、 修正月齢において生後2か月になる日の前日まで
公費負担額	1回あたり5,000円 ※公費負担額を超えた場合は自己負担	1回あたり4,000円 ※公費負担額を超えた場合は自己負担
実施医療機関	産科医療機関	産科医療機関または小児科医療機関

### ※注意点

- ・令和8年3月31日までに受診した健康診査は対象外となります。
- ・受診票を紛失した場合は、再交付の手続きが必要です。担当へ御連絡ください。

### 【受診方法】

医療機関に受診予約し、必要事項を記入した産婦健康診査及び1か月児健康診査(以下、「各健康診査」という)受診票を医療機関に提出してください。

山形県外の医療機関で受診する場合は裏面へ⇒

## 山形県外の医療機関で受診する場合

米沢市で交付した各健康診査受診票は、山形県外の医療機関で使用できません。

里帰り等により山形県外の医療機関で受診した際は、後日申請することで各健康診査費用の助成を受けることができます。(償還払い)

### <対象となる方>

里帰り等により、山形県外の医療機関で各健康診査を受診した人

※受診時に米沢市内に住所があること、米沢市から各健康診査受診票の交付を受けていることが条件

### <申請方法>

各健康診査を受診した後に、下記の書類をそろえて申請してください。

来所する方は産婦以外(家族)でも構いません。



### <申請期限>

各健康診査を受けた日から数えて6か月が経過した日が属する月の末日

(例) 4/15 に受診した場合 → 10/31 が申請期限となる

### <申請に必要な書類>

- ①申請書(担当窓口でお渡ししています。必要な方は下記担当まで御連絡ください。)
- ②健康診査を受診した医療機関の領収書(原本)
- ③健康診査の費用が記載されている診療明細書(原本)
- ④健康診査の結果がわかる書類(母子健康手帳等)
- ⑤米沢市で交付した健康診査受診票
- ⑥振込口座の通帳(産婦健康診査は産婦名義のもの、1か月児健康診査は保護者名義のもの)

その他、「妊婦健康診査」「新生児聴覚検査」費用の償還払いを行っております。  
詳細は米沢市ホームページ等で御確認ください。

担当 米沢市こども家庭課 母子保健担当(すこやかセンター内)  
〒992-0059 米沢市西大通 1-5-60  
電話 0238-27-7550